

南陽市橋梁個別施設計画

令和7年4月

南陽市建設課

南陽市が管理する橋梁の個別施設計画（橋梁長寿命化修繕計画）について

平成26年7月に施行された「道路法施行規則の一部改正」により、道路管理者が管理するすべての橋梁について5年に一度、近接目視で点検を行い、点検結果からその健全性を4段階（Ⅰ～Ⅳ）で診断することが義務付けられました。

健全性の診断の区分

区分		定義
Ⅰ	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

南陽市では市が管理する180橋（令和7年4月現在）について平成26年度から点検を開始し、令和5年度で2巡目点検が完了いたしました。令和6年度からは3巡目点検を実施しています。その進捗状況と点検を実施した橋梁の健全性についてお知らせいたします。

これらの点検診断結果を基に、橋梁個別施設計画を作成し、以下の方針で施設の長寿命化対策及び更新・統廃合を計画的に実施していきます。

○補修方針について

- ・診断において対策区分Ⅲ、Ⅳと評価された橋梁を中心に、対策の緊急性、損傷を受けた部材の重要性、路線の重要性、管理区分を考慮し、事業の優先順位を定めて、計画的に修繕を実施します。
- ・小規模橋の修繕を検討する場合は、BOXカルバートに更新する場合とのLCC比較を行い、経済的に有利な場合は、維持管理性に優れるBOXカルバートへの更新を進めます。
- ・管理区分が、予防保全型管理（戦略的）の橋については、対策区分Ⅱの評価時点でも、必要に応じて長寿命化に資する予防保全対策を実施し、長寿命化を図ります。
- ・補修計画については、特定の年度に補修時期が集中し補修予算が突出しないように、毎年度の点検結果を受けた見直しを行いながら、必要な予算を確保し、計画的な維持管理を行います。

○新技術等の活用について

- ・令和10年度までに、橋長が短く桁下高が2 m程度以下で、比較的単純な構造の約80橋について、状態把握精度の向上につながる新技術等を活用した直営による点検を実施することで、点検費用の4割程度縮減することを目指します。また、橋の構造への影響が少なく定型的な作業で対策の検討が実施可能な損傷に対しては、直営による補修設計・工事を実施することで、更なる費用の縮減に努めます。
- ・令和10年度までに、要対策橋梁のうち補修（設計、工事）に着手する全ての橋梁について、新技術等の活用の検討を行うとともに、1割程度の橋梁で費用の縮減が見込まれる新技術等を活用することを目指します。

○橋梁の集約化・撤去について

- ・迂回路が存在し集約が可能な橋梁を中心に、利用状況や地元の利便性、損傷状況等を考慮しながら集約化・撤去の検討を進め、令和10年度までに5橋程度、維持管理コストとして106,000千円程度の費用の縮減を目指します。

